

人権施策推進指針(改定版)の策定に 当たって

1 策定の背景

(1) 国際的な動向

国連は、昭和 23 (1948) 年 12 月に、全ての国家と人類が達成すべき人権についての共通の基準として、「世界人権宣言」を採択し、昭和 41 (1966) 年 12 月には法的拘束力を持つ「国際人権規約」を採択しました。世界人権宣言第一条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と人権の本質が明記されています。

平成 5 (1993) 年 6 月には国連主催の世界人権会議で、全ての国家が、全ての人権と基本的自由を普遍的に尊重し保護する義務があることが改めて確認されました。

さらに国連は、昭和 40 (1965) 年 12 月に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)、昭和 54 (1979) 年 12 月に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)、平成元 (1989) 年 11 月に「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)、平成 18 (2006) 年 12 月に「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)等、人権保障のための条約を採択し社会的に弱い立場にある人の権利擁護を進めてきました。

また、第 49 回国連総会では、平成 7 (1995) 年から平成 16 (2004) 年までを「人権教育のための国連 10 年」と決議し、あらゆる国や地域において、「人権という普遍的文化」の構築に向けて、人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むように要請しました。

平成 27 (2015) 年 9 月には、国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、全世界が令和 12 (2030) 年までに達成すべき行動目標として、「持続可能な開発目標 (SDGs^{※1})」が掲げられました。このアジェンダでは、「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、今後一層、人権尊重に対する意識の高まりが予想され、それに伴う行動を取ることが求められます。

今なお世界各地では、地域紛争、飢餓・貧困による食糧問題、児童労働、人身売買等の人権侵害、難民問題等、解決しなければならない人権問題が数多く存在しています。

世界各地の問題に関して日本も無縁ではなく、日本国内の問題が直接的及び間接的に国外の問題と関連していることもあり、人権問題は多様化・複雑化しています。

¹SDGs：国連で定められた持続可能な開発目標であり、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真のこと。

(2) 国内の動向

国連において、人権関連諸条約が採択され、国際的な人権意識が高まる中、日本はこれらの諸条約を批准するとともに、「人権教育のための国連 10 年」が国連で決議されたことを受け、平成 9（1997）年 7 月に国内行動計画を策定しました。平成 12（2000）年 12 月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が施行され、同法に基づき、平成 14（2002）年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

国はさらに、日本国憲法に定められた基本的人権^{※2}を具体的に保障するため、長年にわたり個別分野の人権に関する法整備に取り組み、近年においても、令和 5（2023）年 4 月に、こどもの権利を守るための基本理念を定めた「こども基本法」の施行、同年 6 月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（L G B T 理解増進法）、令和 6（2024）年 4 月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）を施行しました。

しかしながら、近年においては、性的マイノリティ^{※3}（性的少数者）を理由とする偏見や差別、ヘイトスピーチ^{※4}、ハラスメント^{※5}、インターネット上の誹謗中傷など、解消に向けて取り組むべき様々な人権問題が生じております。

今日、人権問題は、多様化・複雑化の一途をたどっており、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災や、令和 2（2020）年から急速に感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、市民の人権問題に対する意識に影響を与えているとみられます。

令和 5（2023）年度に本市が実施した、人権に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）では、「人権問題について、あなたの考えに近いものを選んでください」について、経年では、「みんなの努力でなくすべきだ」の回答が減少傾向にあります。一方、「自分はせめて人を差別しないように気をつけたい」が平成 30（2018）年度の 33.3%から 57.6%と 24.3 ポイント増加しています。抗うことが難しい大規模な自然災害や感染症の世界的大流行の経験が、市民の人権意識に影響を与えていると見られ、人権について自分自身の問題として取り組むことや、みんなの努力でなくしていく意識が高まるようにしなければなりません。

以上のように、従来の人権問題に関する人権擁護の取組が進む一方で、近年は新たな人権問題が生じており、その都度、個別的な対処が講じられるといった状況が続いています。

人権を取り巻く環境の変化に伴い、国民の意識も変化している中、多様化・複雑化する人権問題に対応しながら、人権施策を推進していくことが求められています。

²基本的人権：単に人間であるということに基づいて、生まれながらにして持っている普遍的権利。

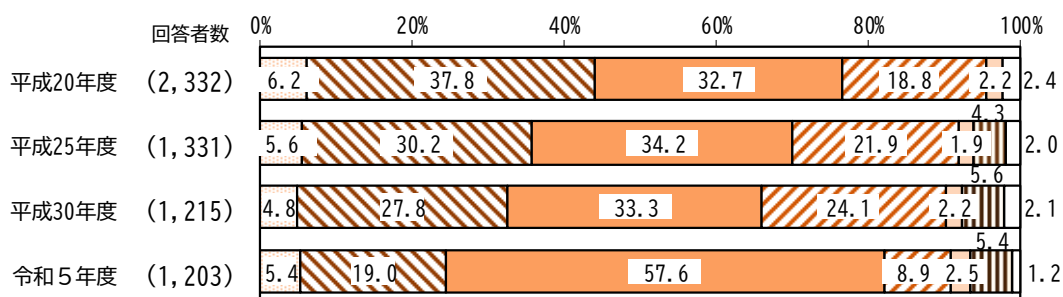
³性的マイノリティ：いわゆる L G B T など、様々な性のあり方の中で少数の立場にある人。

⁴ヘイトスピーチ：特定の個人や集団、団体等の人種、宗教、民族文化、性別・性的指向等を差別的な意図をもって貶める言動。

⁵ハラスメント：嫌がらせやいじめ。嫌がらせやいじめをする側とされる側が特定の関係性にあるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、アカデミックハラスメント等がある。

※アカデミックハラスメントは研究・教育上の権限または学術組織での職場権限を乱用して、研究活動、教育指導、又は業務上の妨害、嫌がらせを行ったり、不利益を与えること。略称は「アカハラ」。

【「人権問題」についての考え（経年比較）】



- ☐ 自分自身の問題として積極的に取り組みたい
- ☐ みんなの努力でなくすべきだ
- ☐ 自分はせめて人を差別しないように気をつけたい
- ☐ 差別をなくすことは無理だ
- ☐ 差別があっても仕方がない
- ☐ 分からない
- ☐ 無回答

※「自分自身の問題として積極的に取り組みたい」は、平成30年度以前では「差別は絶対許せない。自分自身の問題として積極的に取り組みたい」としていた

※「みんなの努力でなくすべきだ」は、平成30年度以前では「差別は絶対許せない。みんなの努力でなくすべきだ」としていた

※「自分はせめて人を差別しないように気をつけたい」は、平成30年度以前では「差別されている人は気の毒だが、自分にはどうすることもできない。自分はせめて人を差別しないように気をつけたい」としていた

※「差別をなくすことは無理だ」は、平成30年度以前では「差別がないことは理想であるが、差別をなくすことは無理だ」としていた

※「差別があっても仕方がない」は、平成30年度以前では「人間は他人より優位に立ちたいという気持ちなどがあり、差別があっても仕方がない」としていた

※「分からない」は、平成25年度から追加された選択肢



【近年施行された人権に関わる法律】

平成 16（2004）年	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 （性同一性障害特例法）
平成 17（2005）年	犯罪被害者等基本法
平成 18（2006）年	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 （高齢者虐待防止法）
平成 24（2012）年	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 （障害者虐待防止法）
平成 25（2013）年	いじめ防止対策推進法
平成 26（2014）年	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 （リベンジポルノ防止法）
平成 27（2015）年	生活困窮者自立支援法
平成 27（2015）年	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 （女性活躍推進法）
平成 28（2016）年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 （障害者差別解消法）
平成 28（2016）年	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）
平成 28（2016）年	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 に関する法律（ハイトスピーチ解消法）
平成 28（2016）年	成年後見制度の利用の促進に関する法律 （成年後見制度利用促進法）
平成 28（2016）年	児童福祉法等の一部を改正する法律 （平成 28 年児童福祉法等改正法）
平成 28（2016）年	再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止法）
平成 29（2017）年	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 （技能実習法）
平成 31（2019）年	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律
令和 2（2020）年	第 5 次男女共同参画基本計画
令和 3（2021）年	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律
令和 5（2023）年	こども基本法
令和 5（2023）年	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の 理解の増進に関する法律（L G B T 理解増進法）
令和 6（2024）年	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）
令和 6（2024）年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する 法律
令和 6（2024）年	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）
令和 6（2024）年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 名称変更：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

2 策定の趣旨

互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくるため、自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現を基本理念として平成16（2004）年4月に策定した、厚木市人権施策推進指針は、令和元（2019）年10月に改定を行いました。

改定から5年が経過し、その間、人権問題は多様化・複雑化し、それに対応する形で法整備も進むなど、人権を取り巻く状況は大きく変化しました。

国は、令和5（2023）年4月に、こども政策の司令塔となる「こども家庭庁」の発足と同時に、こどもの権利を守るための基本理念を定めた「こども基本法」を施行し、同年6月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を進めるため、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）を施行しました。

また、令和6（2024）年4月には、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備を進めていくため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）を施行しました。

このほか、様々な人権問題に対する法整備が進められてきましたが、所得格差の拡大による貧困問題などの社会的要因を背景とした人権問題の深刻化、インターネットによる人権侵害のような、様々な分野の人権問題と連携して生じる複合的な人権問題も多く発生しています。加えて近年では、「見た目問題」と呼ばれる、先天的又は後天的な理由で、体の外見に特徴的な目立つ症状のある人が、様々な社会的困難を抱えている新しい人権問題も顕在化してきました。

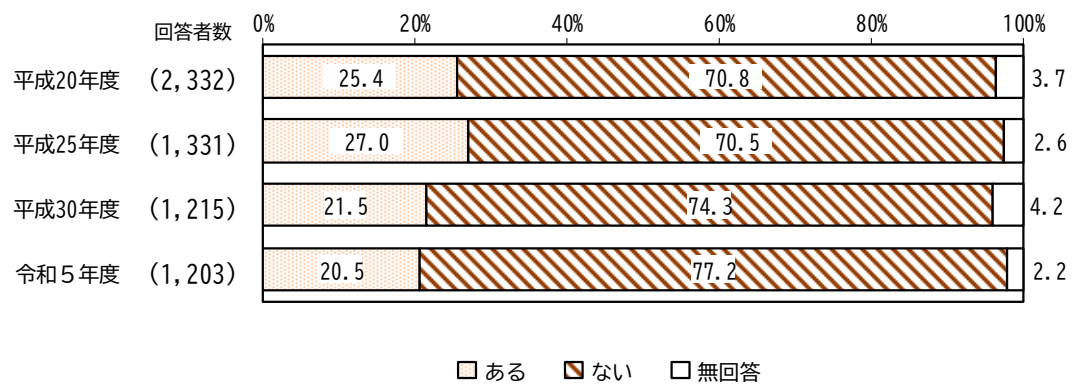
令和2（2020）年から急速に感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、感染者やその家族、医療従事者等への差別が発生したことや、児童虐待、DV^{※6}の増加、非正規雇用労働者等の雇い止めなどの状況を発生させ、社会的に弱い立場にある人ほど影響を受けた状況となり、平時における人権啓発の重要性を再認識することとなりました。

加えて、市民意識調査の結果においても、自分の人権が侵害された経験について、「ある」の回答が、経年では減少しているものの、依然として20.5%あることから、引き続き、人権教育・啓発の推進とともに、相談・支援体制を充実させていく必要があります。

このような、前指針策定以降の社会情勢の変化や、本市の各施策分野における人権関連施策の動向、市民意識調査の結果等を反映するため、厚木市人権施策推進指針の改定を行います。

⁶ DV（Domestic Violence：ドメスティック・バイオレンス）：家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人等近い関係にある異性への身体的、精神的、性的暴力。

【自分の人権が侵害された経験の有無（経年比較）】



3 指針の位置付け

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定する、地方公共団体としての本市の責務を果たすための基盤となるものです。

また、厚木市総合計画が目指すまちづくりにおける人権施策を推進するための基本理念や、各施策分野の施策の方向性を示すもので、本市が策定する各種計画等の推進に当たり、人権尊重の考え方を示すとともに、自治基本条例に規定する市民の権利、子どもの権利を擁護するための基盤としても不可欠なものとなります。

なお、5年毎に行う市民意識調査の結果の反映や、人権を取り巻く国内外の動向、社会情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて本指針の見直しを行います。

